

豊能町規則 3号

豊能町公共施設再編検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町附属機関に関する条例（平成25年豊能町条例第24号）第2条の規定に基づき、豊能町公共施設再編検討委員会（以下、「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 豊能町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の在り方に関すること。
- (2) その他公共施設マネジメントに関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民有識者
- (3) 町の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として公開とする。

5 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり創造課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 この規則は、令和3年4月30日から施行する。